

一般競争入札参加者 各位

新潟市水道局
総務部 技術管理室

新潟市水道局総合評価方式の改定について（お知らせ）

水道局では、これまでの総合評価方式の試行を踏まえ、引き続き工事等の品質を確保していくため、公平性及び競争性を考慮の上、下記のとおり総合評価方式の改定を行います。

記

1 改定内容

（1）建設工事

- ① 「総合評価方式受注件数（減点方式）」の評価基準を改め、受注件数 1 件毎の減点数を 0.4 点から 0.5 点に変更（減点数の上限は変更なし）
- ② 企業及び配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績の評価実施期間を過去 10 ヶ年度から 15 ヶ年度に変更
- ③ 地域貢献度における「災害活動実績」の評価実施期間を過去 10 ヶ年度から 15 ヶ年度に変更

（2）建設コンサルタント業務

- ① 「総合評価方式受注件数（減点方式）」の評価基準を改め、受注件数 1 件毎に減点する方式に変更（減点数の上限は変更なし）
- ② 企業及び管理技術者、照査技術者、担当技術者の同種・類似工事の施工実績の評価実施期間を過去 10 ヶ年度から 15 ヶ年度に変更
- ③ 価格評価点の算定方式の見直し
総合評価算定基準の第 3 項第 3 号から第 5 号までの規定中「75%」を「80%」に変更

2 適用日 平成 30 年 4 月 1 日

上記の改正内容適用は適用日以降の公告案件からとなります。水道局ホームページに上記の改定内容を反映した要領及び算定基準を掲載いたしましたのでご覧ください。なお、新潟市要綱集への反映については適用日以降の更新時となりますのでよろしく願いいたします。

問い合わせ先

新潟市水道局 総務部 技術管理室 担当：佐伯，田辺，土岐
電話：025-232-7291（直通） F A X：025-230-8705